



(公印省略)

21-北筑保第2304号

平成22年 1月15日

各医療機関の長 殿

福岡県北筑後保健福祉環境事務所長

(保健衛生課)

「結核健康診断予防接種月報」の提出について

当事務所の保健福祉行政の推進につきましては、特段の御配慮を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2及び7に基づき、定期健康診断の実施者は当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長を経由して、知事へ報告することとなっております。

つきましては、平成21年度に実施した下記対象者の健康診断について、報告いただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出書類 「結核健康診断予防接種月報」別紙1
- 2 対象者 病院及び診療所等の従事者
- 3 提出期限 健康診断を行った月の翌月10日まで（FAX可）
（提出期限を過ぎている場合は速やかに提出してください）

〒838-0068

朝倉市甘木2014-1

北筑後保健福祉環境事務所 保健衛生課感染症係 担当：尾崎

TEL 0946-22-9886 FAX 0946-24-9260

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

結核に係る定期の健康診断について

表1 実施者種別ごとの健康診断の対象者、定期及び回数
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第12条より)

実施者種別	対 象 者	定期及び回数
1 事業者	学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号に規定する施設において業務に従事する者	毎年度に1回
2 学校長	大学（大学院、短大を含む。）、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が1年未満のものを除く。）の学生又は生徒	入学した年度に1回
3 施設の長	刑事施設に収容されている20歳以上の者（年度内に20歳になる者を含む）	毎年度に1回
	社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号に規定する施設に入所している65歳以上の者（年度内に65歳になる者を含む）	毎年度に1回

表2

社会福祉法第2条第2項

次に掲げる事業を第1種社会福祉事業とする。

- 1 生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- 2 （略）
- 3 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 3の2 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設を経営する事業
- 4 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を経営する事業
- 5 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設を経営する事業
- 6 売春防止法に規定する婦人保護施設を経営する事業
- 7 （略）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律抜粋

(定期の健康診断)

第五十三条の二 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者（以下この章及び第九章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第九章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

- 2 （略）
- 3 （略）

4 第一項の健康診断の対象者に対して労働安全衛生法、学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）その他の法律又はこれらに基づく命令若しくは規則の規定によって健康診断が行われた場合において、その健康診断が第五十三条の九の技術的基準に適合するものであるときは、当該対象者に対してそれぞれ事業者又は学校若しくは施設の長が、同項の規定による定期の健康診断を行ったものとみなす。

5 第一項及び第三項の規定による健康診断の回数は、政令で定める。

第五十三条の三 （略）

(他で受けた健康診断)

第五十三条の四 定期の健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前三月以内に第五十三条の九の技術的基準に適合する健康診断を受け、かつ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期の健康診断を受けたものとみなす。

(定期の健康診断を受けなかった者)

第五十三条の五 疾病その他やむを得ない事故のため定期の健康診断を受けることができなかった者は、その事故が二月以内に消滅したときは、その事故の消滅後一月以内に、健康診断を受け、かつ、その健康診断の内容を記載した医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出しなければならない。

第五十三条の六 （略）

(通報又は報告)

第五十三条の七 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第五十三条の四又は第五十三条の五の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

2 前項の規定は、他の法律又はこれに基づく命令若しくは規則の規定による健康診断実施者が、第五十三条の二第四項の規定により同条第一項の規定による健康診断とみなされる健康診断を行った場合について準用する。

※FAX送信票(この用紙のみを送付してください)

【送付先】

福岡県北筑後保健福祉環境事務所
保健衛生課・感染症係
FAX0946-24-9260

結核健康診断予防接種月報

福岡県知事 殿

平成 年 月分

報告年月日 平成 年 月 日

事業所等の名称及び所在地		医療機関名: 住所:	実施者種別	事業者
実施者の名		※通常は管理者名(非法人)または医療法人名		
対象者		※被雇用者(常勤者、非常勤等の方。非常勤等の方は常勤者の50%以上の勤務時間のもの。ただし、期間を定めない者)		
対象者数 ※対象者は、受診者数ではなく、総数を記入下さい。		名		
間接撮影者数		名		
直接撮影者数		名		
喀痰検査者数		名		
被発見者数	結核患者	名		
	結核発病のおそれがあると診断されたもの	名		

※毎年、報告義務があります。(月で取りまとめてください)

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、53条の2及び7)

※報告は、健康診断を行った月の翌月10日までにお願いします。10日をすぎても必ず報告してください。

※報告は、電子申請もできます。

福岡県庁ホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>申請ページはこちら(変更になる場合がございます) <http://www.shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>